

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金を支給します

消費税率8%への引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に配慮して、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。また、子育て世帯への負担の影響に配慮して、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

支給対象者

原則として、①②の両方に該当する方

- ①平成26年1月1日（基準日）現在の住民基本台帳に登録されている方
 - ②平成26年度市民税（均等割）非課税の方
- ※ただし、次の方は対象外です。
- ・平成26年度市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
 - ・生活保護制度内で対応される被保護者など

給付額（1人につき）

10,000円

加算

給付対象者のうち、次のいずれかに該当する方には、平成26年の年金の特例水準解消などを考慮し、1人につき5,000円を加算します。

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者
- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の対象となる手当（児童扶養手当、特別障害者手当など）の受給者など

申請・支給手続き

具体的な手続き方法などは、7月頃に対象の方へ個別にお知らせする予定です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方

- ・平成26年1月1日に出生、または国外から転入した児童の平成26年2月分の児童手当・特例給付を受給された方

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

- ※ただし、次の児童は対象外です。
- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・生活保護制度の被保護者にあたる児童
 - ・平成26年1月1日以後に死亡した児童

給付額（児童1人につき）

10,000円

申請・支給手続き

具体的な手続き方法などは、7月頃に対象の方へ個別にお知らせする予定です。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話 #9110）にご連絡ください。

臨時福祉給付金に関すること

問 福祉課（西館1階）【担当】中島・南里 ☎37・6107

子育て世帯臨時特例給付金に関すること

問 こども課（西館1階）【担当】渡邊・川原 ☎37・6109



平成26年度 小城市国保人間ドック助成の 申し込みを受け付けます

小城市ホームページから
人間ドック 検索

◆**今回から申込方法を変更しています。(先着順から抽選へ変更)**
⇒過去の小城市国保人間ドック受診回数の少ない方を優先し **抽選** します。

- ◆**対象者**
- ・申請日に小城市国民健康保険の加入期間が1年以上の方
 - ・平成26年4月1日現在、30歳以上で検査日に75歳未満の方
 - ・国民健康保険税を完納している世帯の方
 - ・平成26年度の特定健診を受診していない方

◆**申込期限** **6月2日(月)** (郵送の場合は6月2日必着)

◆**申込方法** 助成希望者は、下記の助成申込書に必要事項を記入し、窓口での申し込みか郵送または電話・FAXで申し込んでください。(先着順ではありません)

※規定の様式は、小城市総合検診の封筒にも同封していますのでご確認ください。

◆定員・個人負担額

- ①**市内の医療機関で受ける方** (定員150人) ※小城市と契約した医療機関に限ります。
個人負担は10,000円 (小城市国民健康保険から26,500円を助成します)
- ②**市外の医療機関で受ける方** (定員20人)
受診にかかった費用の7割のうち、26,500円を上限として助成します。

◆**助成期間** 平成27年2月28日までの検査分
※市外へ転出した場合や他の健康保険に加入した場合は受診決定後であっても受診できません。
※健診結果に基づき、市の保健師などが事後指導を行う場合があります。

◆**受付申請後の通知について**
6月3日に抽選を行い、後日、助成の「可・否」を通知します。
助成対象となった方は、「小城市人間ドック助成券」を取りにご来庁ください。

【問合せ・申込み】 〒845-8511 (小城市役所専用の郵便番号)
国保年金課 (西館1階) ☎37・6101 FAX37・6160

----- ✂ ----- キ リ ト リ 線 ----- ✂ -----

平成26年度 小城市国民健康保険 人間ドック助成申込書				
	受診者名	生年月日	年齢	性別
1		S 年 月 日	満 歳	男・女
2		S 年 月 日	満 歳	男・女
住所	〒 小城市 町		受診を希望する医療機関	
			<input type="checkbox"/> 小城市内 <input type="checkbox"/> 小城市外	
日中連絡のつく電話番号		()	-	

取得した個人情報は、申請者との連絡のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

小城市国民健康保険税の税率などが変わります！

国民健康保険税は、所得割額（前年の所得に対するもの）と均等割額（1人あたり）と平等割額（1世帯あたり）の合計額で計算します。

◆その1. 税率の改定（収入不足〈赤字〉により、国民健康保険税の税率を平成25年度から平成27年度までの3年間で改定しています）

所得割率

単位：％

年度	医療分	支援分	介護分	合計
平成25年度	9.2	2.3	1.9	13.4
平成26年度	9.4	2.4	2.2	14.0
平成27年度	9.6	2.4	2.5	14.5

均等割額（1人あたり）

単位：円

年度	医療分	支援分	介護分	合計
平成25年度	25,600	6,600	8,100	40,300
平成26年度	26,000	6,700	8,600	41,300
平成27年度	26,400	6,800	9,100	42,300

平等割額（1世帯あたり）

単位：円

年度	医療分	支援分	介護分	合計
平成25年度	31,600	7,800	5,500	44,900
平成26年度	32,000	7,900	5,600	45,500
平成27年度	32,400	8,000	5,700	46,100

※支援分 → 後期高齢者医療制度へ支払う分

※介護分 → 介護保険制度へ支払う分（40歳以上65歳未満）



◆その2. 賦課限度額の改定（国民健康保険税の後期高齢者支援金と介護納付金の課税額についての賦課限度額が次のように改定されます）

平成26年度 国民健康保険税賦課限度額

	医療分	支援分	介護分	合計
改定前	51万円	14万円	12万円	77万円
改定後	51万円	16万円	14万円	81万円

◆その3. 軽減所得判定基準の見直し（平成26年4月から国民健康保険税の均等割と平等割において、5割軽減及び2割軽減所得判定の基準を見直すことで、軽減措置の対象が拡大されます）

平成26年度 国民健康保険税軽減所得判定の基準

減額割合	改定後	改定前
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円 + [24.5万円 × {国保加入者数（世帯主を含む） + 特定同一世帯所属者数}] 以下	33万円 + [24.5万円 × {国保加入者数（世帯主を除く） + 特定同一世帯所属者数}] 以下
2割	33万円 + {45万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)} 以下	33万円 + {35万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)} 以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方です。

平成26年度の国民健康保険税の納付書を発送します

納税通知書発送日

6月11日(水)ごろ

年間分の保険税額、納付方法（納付書払い・口座振替・年金天引き）などをご確認ください。

また、税率、納期など詳しい内容は同封の「平成26年度国民健康保険税のお知らせ」をご覧ください。

国民健康保険税は世帯主に課税されます！

世帯主が社会保険などに加入されていても、同じ世帯の方が国民健康保険に加入されていれば、世帯主あてに納税通知書が届きます。

※税額は加入者のみで計算されます。なお、軽減判定のみ国民健康保険の資格を有する方、特定同一世帯所属者、国民健康保

険の資格のない世帯主の所得金額で判定されます。

納付方法について

納付方法には、①普通徴収（納付書払い・口座振替）と、②特別徴収（年金天引き）があります。

①普通徴収は年10期（6月～翌年3月の10回払い）で、納期限は通常月末です。ただし、月末が休日

の場合は、各金融機関の営業日となります。口座振替の場合、各期の納期限日に自動振替します。年度途中で、転出や

社会保険に加入などにより、税額に変更があった場合は、新しい納付書や更正通知書を翌月に送付

します。

②特別徴収は年6期（偶数月の年6回払い）で、支給する年金から天引き

します。

・仮徴収：

4月・6月・8月

・本徴収：

10月・12月・2月

※仮徴収額は、前年度の2月の徴収額と同じ額です。

※新たに10月より特別徴収が始まる方は、6月から9月まで普通徴収で納めていただきます。

異動の手続きは

お早めに！

就職や、家族の社会保険の扶養に入ったことで、他の健康保険に加入された場合、手続きをしないと国民健康保険の資格は自動的になくなりません。必ず、資格喪失の手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ・新しく取得された健康保険証
- ・国民健康保険証
- ・印かん（朱肉を使うもの）

平成26年度 国民健康保険税納期限及び口座振替日一覧表

納期月	平成26年									平成27年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限 (口座振替日)			6/30 (月)	7/31 (木)	9/1 (月)	9/30 (火)	10/31 (金)	12/1 (月)	1/5 (月)	2/2 (月)	3/2 (月)	3/31 (火)

国保資格異動の手続きに関すること

問 国保年金課（西館1階）【担当】本村・松尾 ☎37・6101

国保税に関すること

問 税務課（西館1階）【担当】今村・三ツ家 ☎37・6103

6月8日(日)は「小城市学校フリー参観デー」

小城市ホームページから
小城市学校フリー参観 検索

問 学校教育課 (東館2階) 【担当】白井・西原 ☎37・6131

	電話番号	公開時間
小学校	桜岡小学校	☎73・3070 8:15~13:00
	三里小学校	☎73・3239 8:15~15:10
	晴田小学校	☎73・3226 8:35~12:55
	岩松小学校	☎73・2555 8:40~13:00
	三日月小学校	☎73・2950 8:15~13:00
	牛津小学校	☎66・0047 8:15~12:20
	砥川小学校	☎66・0130 8:15~15:20
中学校	小城中学校	☎73・2191 8:40~15:35
	三日月中学校	☎73・2016 8:40~15:35
	牛津中学校	☎66・0022 8:15~14:35
一貫校	芦刈観瀾校 (小・中学校)	☎66・0403 8:15~12:20
幼稚園	芦刈幼稚園	☎66・1262 9:00~11:00
	三日月幼稚園	☎73・2601 8:30~13:30
	晴田幼稚園	☎73・3092 9:00~14:00

6月の第2日曜日は「小城市教育の日」です。市民の皆さんに子どもたちの教育を考えていただく契機とするため、この日は「小城市学校フリー参観デー」を実施しています。6月8日(日)は、市内すべての小・中学校で自由に参観できます。ぜひ、ご参観ください。



※詳細は各学校に直接お問い合わせください。

風しんワクチンの予防接種費用を助成します

小城市ホームページから
風しんワクチン 検索

問申 健康増進課 (西館1階) 【担当】古賀・南里 ☎37・6106

目的

妊婦の風しん感染を予防し、『先天性風しん症候群』(※注1)の発症を防ぎます。

対象者

- ① 妊娠を予定、または希望する女性
- ② 風しん抗体価が低い(H抗体価16倍以下)妊婦の同居者(夫など)

①②に該当する方で、風しんに対する抗体がつかない方が対象となります。(今年度は、「風しんの確歴」またはワクチン接種歴不明の方)は、風しん抗体検査を実施し、抗体検査の結果、抗体価が低い方のみ、予防接種の対象となります(費用 無料)

助成方法

- ① 接種前に、健康増進課に申請をします。
- ② 申請後に、医療機関に予約し、予防接種を受けてください。

助成回数 1人1回のみ

接種できる医療機関

県内の医療機関で受けることができますが、一部接種できない医療機関もありますので、予約の際に確認が必要です。

※妊娠中の方は予防接種ができません。風しん抗体価が低い方は産後すぐに予防接種を受けましょう。なるべく人混みを避け、外出時はマスクを着用しましょう。

※不明な点は、健康増進課にお問い合わせください。
※注1「先天性風しん症候群」とは妊婦が風しんに感染することで、生まれてくる赤ちゃんの、心臓・目・耳などに障害がおきることがあります。

児童手当現況届の手続きをお願いします

小城市ホームページから
児童手当現況届 検索

問 こども課 (西館1階) 【担当】 中島・渡邊 ☎37・6109

現況届は、現在、児童手

当・特例給付を受給している方の、6月1日時点におけるご家庭の状況などを調査し、手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計関係など)を満たしているかどうかを確認するものです。

法令で、全ての受給者の提出が義務付けられています。

この手続きをしないと、6月分以降の手当を受給できなくなります。忘れずに手続きをしてください。

現況届受付

・ 受付期限 6月30日(月)

・ 時間 8時30分～

17時15分

・ 場所

こども課 (西館1階)

郵送も受け付けます

押印、添付資料などに記入漏れがないかご確認の上、こども課宛に郵送ください。

申請に必要なもの

- ・ 印かん (朱肉を使うもの)
- ・ 現況届
- ・ 受給者と児童の健康保険証

その他必要書類は、6月初旬に手続き対象者に通知を発送しますので、中学生までの児童を養育している方は確認をお願いします。詳細はこども課へお問い合わせください。



《時間外・休日受付》

受付	日時	場所
時間外受付	6月12日 (木) 17時30分～20時 6月26日 (木) 17時30分～20時	こども課 (西館1階)
休日受付	6月15日 (日) 9時～12時 6月29日 (日) 9時～12時	

入札結果を公表します

小城市ホームページから
入札結果 検索

問 建設課 (東館1階) 【担当】 西田・田中 ☎37・6120

(4月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位: 円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
小城市内道路維持補修業務	(株)政工務店・(株)下村建設・(株)嶋本建設・ 岡本建設(株)・(株)城南建設・(株)中島工務店・(株)吉原建設	(株)政工務店	28,620,000 (2,120,000)	28,693,764 (2,125,464)	99.74	建設課 ☎37・6120

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。

資源物を自主回収される地域や団体を応援します！

小城市ホームページから
ごみ減量 支援 検索

～小城市資源物回収活動補助金を改正しました～

問 環境課 (西館1階) 【担当】村岡・森 ☎37・6102

市では、ごみ減量化と資源化に意欲的な資源物回収活動団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助の対象

- 次の①、②の両方の要件を満たす必要があります。
- ① 市内に在住する住民のみで構成される営利を目的としない団体
 - ② 定期的に資源物の回収活動を行う団体

皆さんの家庭から出る燃えるごみの約3割は、紙類のごみです。その中には、食品などを包装する箱やダイレクトメール、封筒などの「雑紙」が多く含まれており、本来リサイクルできるものが焼却されています。そのため、補助対象資源物に「雑紙」を加えるとともに、ごみの減量化と資源化を推進するため、左記の

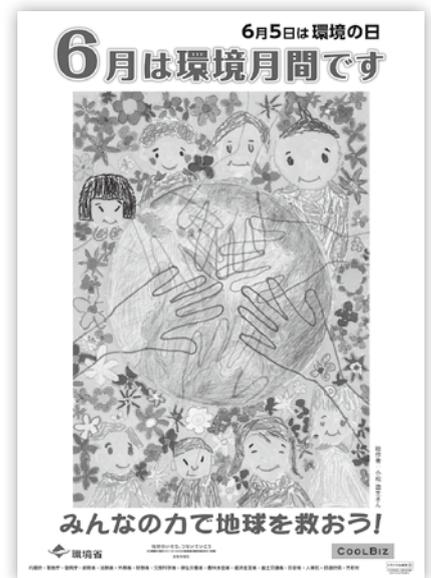
補助対象資源物	補助金額
新聞紙、雑誌、 <u>雑紙</u> 、段ボール、古布、アルミ缶	1キログラム当たり <u>5円</u> (3円)
一升ビン	1本当たり <u>5円</u> (3円)
ビールビン	1本当たり <u>5円</u> (2円)

※ () は改正前の補助金額

とおり補助金額を引き上げる改正を行いました。皆さんの行政区や子どもクラブ、婦人会、老人会などの地域活動の一環として、資源物回収活動への積極的な取り組みをお願いします。詳細は環境課までお問い合わせください。

6月は未来につなげる 環境月間

問 環境課 (西館1階) 【担当】吉岡・岩本 ☎37・6102



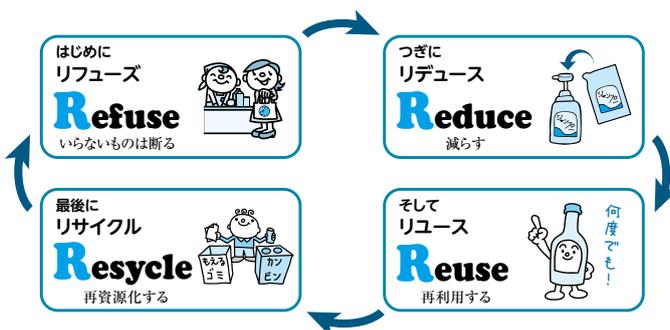
現在、地球温暖化現象に伴い、気温の上昇や大雨、台風といった異常気象が問題となっています。これらの原因には、環境問題が考えられます。身近に迫る環境問題を解決するために、私たちができることを考えてみましょう。

「エコドライブ」

日本のCO₂年間排出量の1割以上が「家用自動車」からのものです。そのため、ドライバー一人一人がちょっとした努力をすれば、CO₂削減に多大な効果をもたらします。

「4R運動」

4Rとは、ごみの減量を目指す、頭文字がRの4つの取り組みのことです。



平成26年度 後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

問 国保年金課 (西館1階) 【担当】 堤・清水 ☎37・6101

納入通知書発送日

6月13日(金)ころ

保険料は、次のいずれかの方法で納付してください。

特別徴収

- ・対象者 年金の受給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計して対象年金受給額の2分の1を超えない方
- ・納め方 偶数月ごとに支給される年金からのお支払い (手続き不要)

普通徴収

- ・対象者 特別徴収の対象とならない方
- ・納め方 被保険者本人、世帯主、配偶者などの口座からの「口座振替」または同封の納付書でのお支払い
- ※口座振替は別途申し込みが必要です。
- ※世帯主や配偶者などの口座から振替をされた場合は、その方の社会保険料控除の適用になります。

保険料額など内容を確認し、納め忘れのないようお願いいたします。

☆納付は、便利で確実な

口座振替をおすすめします

振替開始まで、申し込みから1か月ほどかかりま
す。お早めに金融機関で
申し込みください。

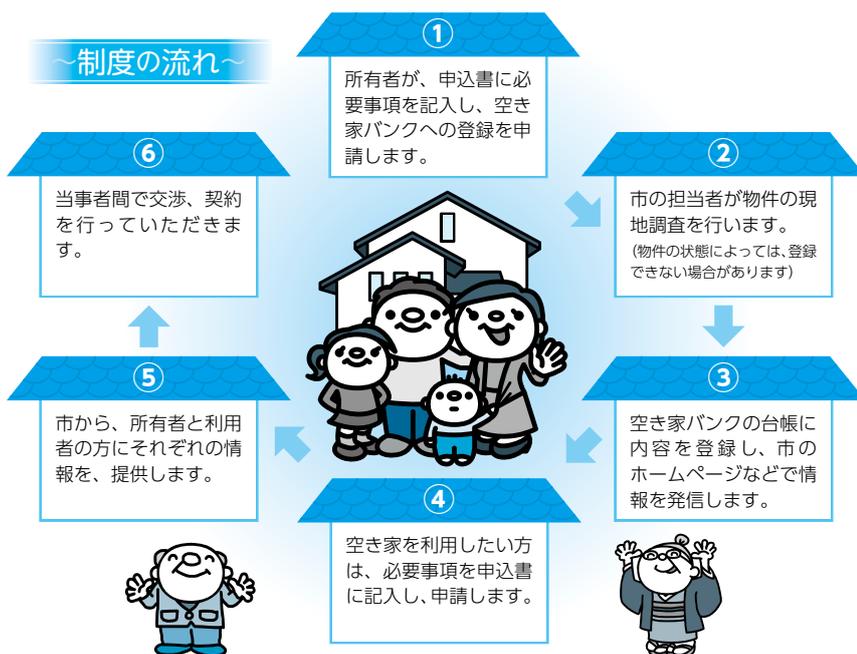
口座振替できる金融機関

- ・佐賀銀行
 - ・佐賀県農業協同組合
 - ・佐賀共栄銀行
 - ・九州労働金庫
 - ・佐賀東信用組合
 - ・佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - ・ゆうちょ銀行
 - ※小城市内の支店・支所などに口座振替依頼書を備えつけています。
- 金融機関へ持っていくもの**
- ・口座の預(貯)金通帳
 - ・通帳のお届け印
 - ・納入通知書など振替内容が確認できるもの

小城市ホームページから
空き家バンク 検索

空き家バンク制度をご活用ください

問 企画課 (西館2階) 【担当】 大島・伊東 ☎37・6115



「空き家バンク」は、市内にある空き家の売買・賃貸を希望する所有者から情報を登録していただき、市がその物件の情報をホームページなどを通して公開・提供を行う制度です。

活用したい空き家を所有されている方は、ぜひ登録をしてください。
※現在、空き家バンクに1件登録があります。物件をお探しの方は、小城市ホームページをご覧ください。

※市では、物件の売買、賃貸借などに関する交渉、契約などの仲介行為は行っていません。

経済センサス－基礎調査と商業統計調査を同時に実施します

小城市ホームページから
経済センサス 検索

問 企画課（西館2階）【担当】伊東・池田 ☎37・6115

調査基準日 7月1日(火)

経済センサスは、すべての事業所と企業を対象に、商業統計調査は、卸売業・小売業を営む事業所を対象に、経済活動などの把握を目的として実施されます。 ※農林漁家に属する事業所や家事サービス業の事業所などは、調査の対象外です。



調査項目

- ・働いている人の数
- ・営業種目または生産品
- ・取扱商品
- ・経営組織の種類
- ・年間総売上（収入）金額 など

調査方法

県知事が任命する調査員が調査票を配布・回収します。

なお、複数の事業所がある企業については郵送で調査票を配布する場合があります。

調査日程

- ・調査票配布 6月23日(月)～30日(月)
 - ・調査票回収 7月1日(火)～12日(土)
- 調査員が伺った際には、回答をお願いします。



住民基本台帳の写しの閲覧状況の公表

問 市民課（西館1階）【担当】井手・森本 ☎37・6100

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成25年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

1. 住民基本台帳法第11条第3項の規定に基づく公表（国や地方公共団体の請求によるもの）

機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊佐賀地方協力本部	自衛隊法第97条に基づく自衛官募集広報	平成25年4月26日	・小城市内の平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの男性 ・平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの男性

2. 住民基本台帳法第11条の2第12項の規定に基づく公表（個人や法人の申し出によるもの）

申出者の氏名	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター代表取締役社長 鈴木 稲博	金融広報中央委員会による「家計の金融行動に関する世論調査」	平成25年4月22日	牛津町牛津、上砥川の20歳以上の男女16人
会社サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局による「家計消費状況調査」	平成25年5月16日	小城市北小路、西小路の16歳以上の男女43人

平成26年度 じんけんふれあいセミナー受講生募集

【受講料無料】

☐ 小城市ホームページから [じんけんふれあい](#) 検索

第4回10月8日（水）のフィードワークは参加希望が定員60人を超えた場合、抽選となる場合があります。

	開講日	講師	内容 テーマ	場所
第1回	7月22日（火） 13時30分～15時	もり みほこ 森 美穂子さん (元佐賀市社会教育 指導員)	豊かな心で家庭づくり 地域づくり	アイル 多目的室
第2回	8月7日（木） 13時30分～15時30分	ありま りえ 有馬 理恵さん (劇団俳優座所属舞 台女優)	戦争と差別をなくすために	ドゥイング三日月
第3回	9月30日（火） 13時30分～15時	みはら むつこ 三原 睦子さん (佐賀難病支援セン ター所長)	難病の方の人権について（仮）	アイル 多目的室
第4回	10月8日（水） 8時30分～17時	現地研修 フィールドワーク	戦争の歴史、幕末維新の歴史 ～ <small>かんぎえん</small> 咸宜園を尋ねて～	大刀洗平和記念館 日田市咸宜園
第5回	12月13日（土） 13時30分～15時30分	かつら ぶんきょう 桂 文喬さん (上方落語家)	人権啓発ポスター・作文表彰式 人権ふれあい講演会	ドゥイング三日月
第6回	1月14日（水） 13時30分～15時	まつお ちかし 松尾 周さん (佐賀ダルクの会 代表)	薬物依存症者の人権について (仮)	アイル 多目的室
第7回	2月1日（日） 13時30分～15時30分	なかしま れいこ 中嶋 玲子さん (福岡県男女共同参画セン ターあすばる 前館長)	女性の人権について（仮） (男女共同参画事業)	アイル 多目的室

- *都合により講座などの内容を変更することがあります。あらかじめご了承ください。
- *受講希望者は、下記の受講申込書に必要事項を記入し、市民課（西館1階）または各公民館に提出してください。（FAX・郵送可）
- *全7回受講者には、修了書を授与します。

【問合せ】

〒845-8511（小城市役所専用の郵便番号）
小城市社会人権・同和教育推進協議会事務局
（市民課 人権・同和对策室内）
☎37・6100 FAX37・6160

申込期限 6月27日（金）

✂----- キリトリ線 -----✂

平成26年度「じんけんふれあいセミナー」受講申込書

住所	小城市 町	電話（ ） -
ふりがな 氏名		携帯 - -

取得した個人情報は、受講者との連絡のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

*** 市民課（西館1階）またはお近くの公民館にご提出ください ***